

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	下関市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1491450643361/index.html

執行機関名 下関市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務(以下「ひとり親家庭等医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	45	
番号法別表第2の項	65	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の3の項 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務(以下「ひとり親家庭等医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	下関市ひとり親家庭等医療費助成要綱(平成17年制定)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。
独自利用事務の関連規範		下関市ひとり親家庭等医療費助成要綱